

3 地域・家庭・職域における消費者教育

消費者が安心して消費生活を送るためには、社会の一員として、消費者市民社会の構築に向け、積極的に行動することが求められており、地域においても消費者教育に取り組むことが必要です。身近な場で消費者教育を受けられる機会や情報の提供を行います。また、家庭内で金銭や物を大切に扱うことについての意識を子供に身に付けさせていくことが望ましく、インターネット等の使い方について、ルールづくりを行うことも重要です。これらを支援するための情報や親子で学べる学習の機会を提供します。加えて、社会に出てからの学びの場はあまり多くはないことから、事業者が従業者に対し消費者教育の機会を設けることができるよう、活動を支援します。

① 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

② 消費者教育講座の実施 ※再掲

契約に関する知識や消費者トラブル事例、金銭・金融教育、消費者市民社会の構築等の幅広いテーマについて、沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら、受講者のライフステージ（主に成人期（成人一般））や要望に沿った消費者教育講座を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

③ 消費者安全法に基づく情報提供等の実施 ※再掲

消費者庁等が公表する事故情報について、県ホームページに掲載する等、消費者へ提供します。また、県内で発生した事故等についても関係機関と連携し情報収集等を行います。

(消費生活センター)

④ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施 ※再掲

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

⑤ 悪質商法に関する普及啓発 ※再掲

悪質商法の被害に遭わないようにするため、ホームページ等を活用し広報を実施します。

(警察本部生活保安課、消費生活センター)

⑥ 多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進 ※再掲

多重債務相談窓口のリーフレットを作成し、多重債務の相談窓口の周知を図ります。また、ヤミ金融の利用防止の啓発に取り組みます。

(消費・くらし安全課)

⑦ 生涯学習講座、施設と連携した消費者教育

公民館、図書館等で行われている生涯学習の活動と連携し、消費生活講座等を開催します。

(生涯学習振興課、消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

⑧ 障害者への消費者教育の推進

障害者の特性に配慮した消費者被害についての情報提供を行います。また、障害者団体と連携し消費生活講座を実施します。

(消費・くらし安全課、消費生活センター、障害福祉課)

4 消費者教育における県消費生活センターの拠点化

県消費生活センターは、消費生活に関する相談・苦情への対応のみならず、消費生活相談員が得た知識や経験を踏まえた消費者教育講座や、最新の消費生活情報の提供等を実施し、消費者教育の拠点として、その役割を果たします。

① 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

② 消費者教育講座の実施

契約に関する知識や消費者トラブル事例、金銭・金融教育、消費者市民社会の構築等の幅広いテーマについて、沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら、受講者のライフステージ（幼児期～成人期（特に高齢者））や要望に沿った消費者教育講座を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

③ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

④ 悪質商法に関する普及啓発 ※再掲

悪質商法の被害に遭わないようにするため、ホームページ等を活用し広報を実施します。

(警察本部生活保安課、消費生活センター)

⑤ 市消費生活センター等への支援

国・県・市において消費生活相談業務に従事している相談員等及び消費者問題を専門とする弁護士との情報交換会を定期的に開催し、事例研究及び情報の共有を図ります。

(消費生活センター)

基本的な方針Ⅱ 社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進

インターネットが日常生活に浸透し、社会を豊かにする一方で、インターネットを介した電子商取引が拡大したことにより、デジタルコンテンツに関連した消費者相談件数が増加しています。また、高齢化が進展する中で、多様かつ巧妙な特殊詐欺被害の高齢者の割合が増加することが懸念されています。さらに令和4年度には、成年年齢が引き下げられ、18歳から契約が可能となるが、社会経験の乏しい新成人を含む若年者が、消費者トラブルに巻き込まれることが懸念されています。加えて、令和元年10月より実施された消費税率等の引き上げに伴うポイント還元により、キャッシュレスの機運は高まりを見せており、支払方法が多様化する中で、金銭管理能力の向上が必要となります。こうした社会情勢の変化に対応する消費者教育を推進します。

1 成年年齢引き下げに対応した消費者教育

成年年齢引下げに対応するため、学校等と連携し、学習指導要領に基づいた、実践的な消費者教育を推進します。

① 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供

成人として身につけておくべき消費者知識について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。

(消費生活センター)

② 学習指導要領に基づく学校での消費者教育

中学校（社会、技術家庭）、高等学校（公民、家庭）、特別支援学校（社会、職業・家庭、家庭）において学習指導要領に基づく授業を実施し、成人として身につけておくべき消費者知識を習得させます。

(県立学校教育課、義務教育課)

③ 中・高等学校・特別支援学校における消費者教育への支援

各中学校・高等学校・特別支援学校に対して、研修会等の機会を通して、成人として身につけておくべき消費者知識に関する啓発活動や情報提供、資料提供を行います。

(県立学校教育課、義務教育課)

④ 消費者行政部門と学校教育部門との連携強化

成年年齢の引き下げに対応した消費者教育について、消費者行政部門と学校教育部門との間で意見交換を実施します。

(消費・暮らし安全課、消費生活センター、教育庁)

⑤ 消費者教育講座の実施

成人として身につけておくべき消費者知識を習得させるため、学校からの要望に応じて沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら消費者教育講座を実施します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

⑥ 金銭・金融教育に関する消費者啓発事業の実施

沖縄県金融広報委員会と連携して、将来の消費生活の安定につながる金銭・金融教育に関する広報啓発を推進します。

(消費生活センター、沖縄県金融広報委員会)

2 高齢者に対する消費者教育

高齢者を地域で支え合うための仕組みづくりが求められており、消費者行政部門と福祉関係部門、地域包括支援センター、民間事業者等との連携を推進します。また、地域の学習会等あらゆる機会を活用し、消費者教育講座の実施や消費生活情報の提供に取り組みます。

① 各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供 ※再掲

消費者自身が消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、あらゆる広報媒体を通じて情報提供を行います。消費者被害が拡大するおそれのある事例については、県ホームページに掲載するほか、マスコミ、警察に対して積極的かつ迅速に情報提供を行います。

(消費生活センター)

② 消費者教育講座の実施 ※再掲

契約に関する知識や消費者トラブル事例、金銭・金融教育、消費者市民社会の構築等の幅広いテーマについて、沖縄県金融広報委員会と連携を図りながら、受講者